「部活動に係る学校の基本方針」

令和元年１０月

登米市立津山中学校

策定の趣旨

部活動は，学校教育活動の一環として，スポーツや文化に興味と関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的に参加することにより，学習意欲の向上や自己肯定感，責任感，連帯感の涵養等に資するものです。本校においては，顧問をはじめとした関係者の取組や指導の下に多様な部活動が展開されていますが，部活動は

○　同じ目的をもった仲間と，学級や学年を越えて活動することで，人間性や社会性を磨くことができる
○　自分の可能性を信じて限界に挑戦することで，困難を乗り越えようとするたくましい心を育てることができる

など，教育的意義が大きいと言われています。

一方では，部活動における行き過ぎた指導や過熱化が問題となっていることも事実であり，これまでスポーツ庁や宮城県教育委員会からは，適切な休養日の設定や体罰・暴言の防止に関する通知が出され，さらには部活動の適切な指導を徹底するため，「部活動での指導ガイドライン」が策定されました。

また，価値観の多様化や少子化，教員の大幅な世代交代といった時代の変化により，活動する部員数の減少，指導する教員の専門性の課題，生徒や保護者の考え方の多様化など，学校に求められるニーズの増大による教職員の多忙化といった，解消すべき新たな課題にも直面しています。

このような状況を鑑み，登米市教育委員会から出された「部活動指導に関する基本方針」を受け，本校では今後の部活動のあり方について，教育活動の一貫として適切に行われるよう，「部活動に係る基本方針」を策定いたしました。

今後，この基本方針をもとに，学校教育目標や目指す生徒像の実現に向けて，全教職員で部活動のあり方について協議し，生徒のバランスの取れた健全な成長と教職員のワーク・ライフ・バランスが実現されるよう，学校が一丸となって，より効果的で有意義な部活動となるよう努めてまいります。

令和元年１０月　登米市立津山中学校

部活動に係る学校の基本方針

１　適切な休養日等の設定

（１）適切な休養日及び活動時間等の基準

【基本的な考え方】

成長期にある生徒が，運動，食事，休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り，学習・部活動などの学校生活と，学校外の活動とを併せて充実したものとすることができるよう，部活動の休養日等について具体的な基準を設ける。

また，親の会主催の練習や本校部活動を母体とするスポーツ少年団にもこの基準を示し，生徒の学校生活と学校外の生活のバランスをとり充実した生活ができるよう要請する。

【具体的な基準】

①　学期中の休養日の設定

・週当たり２日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも１日，土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。

・週末に大会参加等で活動した場合は，休養日を他の日に振り替える。

②　長期休業中の休養日の設定

・学期中の休養日の設定に準じた扱いを行い，大会またはコンクールやコンテストが実施されなければ，原則土曜日及び日曜日を休養日とする。

・生徒が十分な休養をとることや，部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう，ある程度長期の休養期間（オフシーズンと称する）を設ける。　（※ハイシーズンの設定：次頁）

・夏季休業中においてはお盆期間中（土日を含む連続した閉庁期間を指す），冬季休業中は年末年始（土日を含む連続した閉庁期間を指す）を休養期間とする。春季休業中は人事異動に伴い代替の臨時顧問が学校事情により配置できない場合はその日をそれぞれ休養日とみなす。

③　１日の活動時間

・平日では２～３時間程度，学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度を旨とし，部活動に参加している生徒の体調を考慮しつつ，合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。週末等の練習試合や各種大会等はその特性（移動時間・試合時間・昼食休憩等）に鑑み，生徒の体調管理への配慮を最優先する。

・平日の活動時間の延長は，中体連主催・共催の大会やコンクール等，特別に許可する場合がある。その場合は，顧問が各部員及び保護者に対して，計画等を文書で知らせ，必ず各部員及び保護者の承諾を得るものとする。この場合，生徒の参加を強制しないものとする。延長可能期間は，大会１ヵ月前から必要日数とする。その際，許可申請書【別紙様式１】及び大会要項と計画書等を提出し，校長の許可を得ることとする。延長時間は天候等を考慮し別に定めるものとする。申請時には部員及び保護者の同意書を添付する。

④朝練習

・朝練習については，原則禁止とする。

・ただし，大会やコンクール等の前など特別な事情があり，校長が認めた場合のみ限定的に可能とし，最大限３週間程度とする。その場合の活動時間帯は，学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容となるよう計画する。その際，朝練習がその後の生徒の健康や学習，諸活動に際し，良好でない状況が確認された場合は，朝練習を行わないこととする。

・生徒の健康状況を鑑み，朝練習の時間も一日の総活動時間に繰り入れる。したがって，朝練習を実施した日の放課後の活動終了時間は，大会参加等に係る平日の延長期間やハイシーズンであっても朝練習に要した時間の分を差し引いた活動時間とする。

・許可等においては申請書【別紙様式２】にて顧問が申請し校長が許可するものとする。

※「ハイシーズン」の設定

○　年間を通して様々な大会があるが，中学校総合体育大会や新人大会，東北大会・全国大会，各種コンクールなど目標とする大会で力を発揮するためには技能を強化する時期が必要であり，前述の基準だけでは生徒・保護者のニーズに応えられない現状がある。

○　したがって，このような時期は「ハイシーズン」として活動日を増やし，その分，それ以外の時期に休養日を十分に確保し，生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト（燃え尽き）を防止するとともに，部活動に対する意欲の維持，向上に努めることが大切である。

○　その際には，恒常的にハイシーズンとならないように，生徒の教育上の意義，生徒及び顧問の負担軽減の観点から，参加する大会，コンクール，コンテスト等を精査する。

○　ハイシーズンの設定は，１回につき最長１ヶ月間，年間３回までとする。なお，上位大会に進出した場合は，該当部におけるハイシーズンの設定を延長することを可能とする。

○　夏季休業中の１週間程度（お盆期間中等）及び冬季休業中の２週間程度を，原則としてオフシーズンとし，部活動を中止し休養日とする。ただし，各休業期間終了直後の大会，コンクール，コンテスト等に出場する場合はこの限りではない。その場合の活動日数等においては校長が判断する。

（２）校長による「部活動に係る学校の基本方針」の策定

○　本方針に則り，校長は部活動における休養日の設定及び活動時間等の設定を含む「部活動に係る学校の基本方針」を策定し，保護者や関係団体等に理解を求めるとともに，毎年度末に見直しを図りながら学校のホームページ等への掲載等により公表する。

（３）顧問による活動計画の作成

○　顧問はこの基本方針を踏まえ，年間を見通した活動計画を作成して休養日を確保するとともに，保護者，外部指導者や部活動指導員※等に説明し，理解を求める。

※学校教育法施行規則第７８条の２に基づく

○　活動計画を作成するにあたっては，効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに，学校行事や学習への影響を考慮する。

○　顧問は，年間の活動計画（活動日，休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所，休養日及び大会参加日等）を作成し，各部員ならびに保護者へ，できるだけ早い期間に提示するよう努める。

（４）教職員のワーク･ライフ･バランスの実現に向けて

○　校長は，教師の部活動への関与について，「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年２月９日付け29文科初第1437号）」を踏まえ，法令に則り業務改善及び勤務時間管理等を行う。
○　校長は，毎月の活動計画及び活動実績の確認等により，各部の活動内容を把握し，生徒が安全に活動を行い，教師の負担が過度とならないよう，適宜，応じて指導・是正を行う。

２　指導・運営に係る体制の構築

（１）指導体制の構築

○　校長は，生徒や教師の数，部活動指導員の配置状況を踏まえ，指導内容の充実，生徒の安全の確保，教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう，適正な数の部を設置するよう努める。

○　校長は，顧問の決定にあたっては，校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み，教師の他の校務分掌や，部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど，適切な校務分掌となるよう留意するとともに，学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。

○　生徒や教師の数，部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ，部活動指導員の体制整備に努める。

（２）研修の充実

○　指導に係る知識及び実技の質の向上並びに部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の実施に努める。

○　部活動指導員の任用・配置にあたっては，学校教育について理解し，適切な指導を行うために，部活動の位置付け，教育的意義，生徒の発達の段階に応じた運動科学・運動生理学的な指導，安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと，生徒の人格を傷つける言動や，体罰

は，いかなる場合も許されないこと，地方公務員ならびに教育公務員としての服務（校長の監督を受けることや生徒，保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し，任用前及び任用後の定期における研修に努める。

３　今後の研究事項

部活動に係る運営体制の構築，大会等の見直し等について研究及び協議を進めていく。

（１）生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

○　より多くの生徒の運動機会の創出のため，例えば，季節ごとに異なる競技種目を行う活動，競技志向でなくレクリエーションとして行う活動，体力づくりを目的とした活動等，生徒のニーズ等を踏まえた部の設置または活動等について研究する。

○　少子化に伴い，単一の学校では特定の競技種目の部を設けることが難しい状況が生じていることから，拠点校による合同部活動等の取組について研究する。

（２）関係団体との連携

○　地域の体育協会，競技団体体及びその他のスポーツ団体，総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体等と連携し，学校と地域が協働・融合した形での地域の文化・スポーツ環境の充実を推進する。

（３）地域との連携等

○　生徒の活動環境の充実の観点から，学校や地域の実態に応じて，地域の文化・スポーツ団体との連携，保護者の理解と協力，民間事業者の活用等による，学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った，学校と地域が協働・融合した形での地域における文化・スポーツ環境整備を進める。

○　学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については，各種保険への加入や，学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ，生徒が文化・スポーツに親しめる場所が確保できるよう，学校施設の開放を推進する。